



令和2年 第4回臨時会

会 議 録

(令和2年7月31日)

枕 崎 市 議 会

令和 2 年
枕崎市議会第 4 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（7 月 3 1 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
7 月 3 1 日（金）	本会議	後 1 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 報告（日程第4号） 9 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和2年7月31日)

令和2年枕崎市議会第4回臨時会

議事日程（第1号）

令和2年7月31日 午後1時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	5 4	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	
4	報 5	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
原 田 博 明 農政課長
堂 原 耕 一 企画調整課参事
大 江 武 史 水産商工課観光交流係長
田 中 義 文 健康課長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
中 嶋 章 浩 文化課長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
新屋敷 増 水産商工課参事
佐 藤 祐 司 財政課長
桑 原 英 樹 水産商工課商工振興係長
家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長
岩 下 慎 矢 水産商工課主幹兼水産振興係長
水 流 敏 幸 監査委員
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午後1時30分 開会

○中原重信議長 令和2年第4回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、3番上迫正幸議員、12番東君子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第54号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,340万円を追加し、予算総額を172億7,880万円にしようとするものです。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が全国的に増加傾向にある中、本市においても7月に入り感染者が確認されましたが、今回の補正予算の内容は、この感染拡大の影響により売上げが急減し、事業継続に支障を来している市内中小事業者等への支援として応援資金を支給する事業者応援資金支給事業をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 本市独自の事業者応援資金ということで、市民の間からは非常に心待ちにされている状況もあるというふうに私自身は感じているんですけども、しかしながら、もう少し精査した中でですね、非常に的確な支援事業になっているのかという部分で、幾つか質疑をさせていただきたいと思います。

まず、本市のコロナ禍の状況をどのように実態把握をされているのか。ここがですね、非常に私どもにも分かりづらい。当然、担当課としては、事業者の方々の中にいろいろ聞き取りとかいろんな形で調査もされていると思うんですけど、しかし、そのことが実際、本市の実態としてどう現れているのか。その点については、現時点では全般的なお尋ねになりますけれども、本市のこの地域経済状況といえましょうか、そういう面をどのように把握されているのかですね、その点

から教えていただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 7月に行いました事業者への聞き取り調査におきまして、5月、6月に引き続き多くの業種で新型コロナウイルス感染症拡大の影響が及んでいる状況でありました。

特に7月に入りまして、宿泊業や飲食店、観光施設等においては影響は大きく、聞き取りしました事業所全てが2割以上、また5割以上の減少が7月も見込まれるのではないかと回答されたところでした。

これにつきましては、東京、大阪、都市部を中心に感染者が増大をし、県内での集団感染、クラスターの発生、そして市内居住者の感染確認などの新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、接待を伴う飲食店等に対しまして県のほうから休業要請もあり、当該飲食店に当たらない飲食店におきましても自主的に休業をされている飲食店等もあり、特に宿泊・飲食店におきましては大きな影響を受けていると認識しております。

また、本市の基幹産業でありますかつおぶし製造業におきましても、外食産業の東京、大阪等の落ち込みが非常に大きく、それに起因しまして、業務用商材としての商品の取引の減少が続いていると、在庫の数も非常に影響が大きいということで、かつおぶし事業者の方からも聞いております。

今後もですね、状況的には報道等でもありますとおり、この感染症拡大が収束というところまではまだいかないう状況で先が見通せないということで、事業者の皆さんはそれぞれ不安をお持ちということで、今回このような、7月に入りまして庁内での協議、そして関係団体の皆さんと話をする中で応援資金ということでの提案をさせていただいたところでした。

○9番立石幸徳議員 そこで、当然これまでもこの事業者支援という意味では、本市に限らずといたしましうか、国県いろんな形で支援がなされてきているわけですね。

その実態を私、本日資料要求を4項目させていただいたんですが、2つの面についてしか資料を出していただけませんでした。

それは国県等が現在に至るまでですね、どういうその枕崎市の事業者支援がなされているのか。特に、例えば国の大きな持続化給付金とか県の事業もあります。そういう実態がどうなっているのかを踏まえないと、ただ本市が単独で事業者支援するといっても、事業者支援に関わるものは、国県、市、全部トータルでですね、どういう形で支援がなされているかというのを見極めないと、本当にその支援が効果的なものになっているのか、そういうことが出てきますので、国県の現在の本市の事業者に対する支援状況というのはどういうふうになっていると当局では把握しているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、国の持続化給付金200万円の給付金ですが、これにつきましても、今月7月に入りましても聞き取りをした中で、水産加工業をはじめ飲食店、宿泊業そういったところから聞き取りをしたところですが、20者ほどお聞きしまして、半数以上のところがもう給付金を頂いた、また申請中であると伺っているところでした。

また、県の休業協力金、4月25日でしたかね、4月後半から5月のゴールデンウィークの中までされた休業協力金につきましても、対象となったところはほとんどの方が申請をされたということで聞いております。

また、雇用調整助成金につきましても、今回資料要求がございまして提示をしてありますが、現在の予算の執行状況は5件ほどとなっておりますが、30件程度はもう4月から6月までの間で申請をされて、今社会保険労務士を通じてその調整も行っていただいているところでした。

また、7月に入りまして接待を伴う飲食店等の休業等もあり、そういったスナック等につきましてもお伺いしたところによりますと、もう10者ほどは持続化給付金も、あと4月の休業要請の協力金も頂いていると。

また、今回、7月8日から21日までの14日間の休業要請につきましても、申請の準備をして

いるということで、私も7月8日に回ったんですが、ほとんどのお店が休業の掲示を入り口のほうにしてありました。

そういったことで、県の支援、そして国の支援、そういったものもほとんどの事業者が、もちろん対象となる売上げの減少要件等がありますが、必要な給付金等については申請をされ、給付がなされたものと確認しております。

○9番立石幸徳議員 それで一番大きなこの国の持続化給付金ですね、この点については私自身も昨日、県のほうの担当にお尋ねしまして、この部分の枕崎市部分はどういう形で教えていただけるのかということで、しばらく県のほうで時間を取っていましたが、これは県のほうも現段階では公表をしていませんということで、この部分については、今のところ分からないということなんです、ただ県のほうも当然分かっている部分もたくさんあるわけで、例えば、これは融資の関係で、県の信用保証制度を枕崎市が利用している状況はですよ、4月、5月の2か月にかけて48件、7億9,500万円が枕崎市で信用保証制度を利用していると。

そして、これはどういうふうに理解したらいいのかということになりますと、約330%の増加、つまり通常とすると約3倍になっていますということでございました。

それから、県のほうが国の持続化給付金に上乗せをする部分についても、枕崎市については38件、613万5,840円を昨日現在で出しておりますと。私はこういう細かい数字を申し上げるのもですね、もう少し市民にもあるいは議会にも今度のコロナで事業者に対してどういう支援が出ているのかというのをできるだけ情報提供をしていただきたい。そうしないと、こうして本市独自の支援事業が出ても、判断をしづらい、判断するのに非常に分かりづらい面が出てきますのでね、その点は要望をしておきます。

そこで、今回のこの本市の独自支援事業、まず対象事業者が1,232件、このうち資料要求した部分では、飲食業はじめ宿泊業に係る部分が169件、残り1,063件がその他の事業者、農業も含めてですね、出ているんですけども、これではですね、非常に本市全般的な事業者っていても、このコロナ禍で頑張っただけむしろ収益を上げている事業者もおられるわけなんですね。

この1,232件の対象事業者が出された根拠、これはどこにあるのか、その点を明らかにしてください。

○鮫島寿文水産商工課長 1,232の事業者数の根拠ですが、これにつきましては、平成28年度経済センサス活動調査の事業者数を基本としまして、対象事業者の見込数を算定したところです。

同調査の資料におきましては、農林漁業の数値が22ということでありましたが、これにつきましては法人のみで個人事業主が含まれてないため、農政課とも協議をして、農林漁業の数値を漁業も含めて積算し直して調整をしたところです。

飲食サービス業、カラオケボックス業、運転代行業、宿泊業の事業者については、売上高減少要件をマイナス15%以上としましたが、全ての事業者が当てはまるものと考えており、そのまま169件を見込んだところです。

その他の部分で、その他の業種としました1,063につきましては、農林漁業、製造業、小売業、サービス業などそういった業種において、売上高減少要件マイナス15%ということでしたが、今議員がおっしゃいましたとおり2割の方はですね、このコロナの影響がない、もしくは売上げが伸びたというところもあるであろうということで、対象となる基本数値の1,328に0.8を掛けまして、8割を見まして1,063という数値を上げたところです。

その他の業種ということでは、対象事業者で多い業種としましては、卸売小売業が基本数値として340、製造業が168、生活関連サービス及び娯楽業が120という数値を基にこれに0.8掛け等をしてあるということで御認識いただきたいと思っております。

○9番立石幸徳議員 この1,232件に基準支給額15万、そして上乗せ額が15万から45万という形

で算定をして予算計上されているわけですね。

私は、この予算計上の在り方が実態とそれから実際その事業が始まってですよ、どの程度の額に上ってくるのかっていうのは今後のことですから、なかなか正確にきちっとということではなくても、ある程度のやっぱりしっかりした予算計上でなければならぬ。

それは今度の国の2次補正の枕崎市配分が、県のほうから教えていただきましたが3億5,680万円と、今度の事業のですね、財源手当としては、今現在は財政調整基金で対応しておりますけど、国の交付金が来た場合には、当然、財源振替をして、この国からの交付金を使っていくと思うんです。

そういうことになりますと、その国の交付金が本当にですね、有効に成果を上げる形でなされるかという意味では、今度の事業者支援事業ちゅうのは、やっぱり予算的にもしっかりした見積りでないといけないと思うんですよ。

ですから今、大ざっぱに卸売業とか、あるいは製造業とかいう形で1,063件の方々は、もう全て15万の支給っていう形で予算計上されていますけどね。

これ本当にどの程度の予算額と実際の支給額がそろってくるか、こういう面での検討というのは、私ども議会あるいは住民としてはどういうふうに受け止めておけばいいのか、この予算計上の在り方についてお尋ねをしておきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申しあげました宿泊業、飲食業につきましては、ほとんどの方が聞き取りの中でも7月8日から21日までの間、自主的な休業をされたところもありまして、対象になるかと思っております。

ただ、議員が御指摘のとおり卸売業、小売業等におきまして、また製造業におきましても、幾らかやはり利益が逆に出ているところ、そしてまた影響が少ないところ、そういったところを私どもも2割と見るか、3割と見るかと考えたところなんですけど、いろんな報道等では地方は25%とかという声もございましたが、やはり枕崎市の状況におきましては、8月も少し不透明感がありましたので2か月と対象を絞ったところではありますが、やはり2割の影響の少ない方、また売上げが伸びたところも含めて2割ということで対象を80%として予算計上は考えたところなんです。

○9番立石幸徳議員 それから今度のこの応援基金の支給事業、これの概要はこうして資料が出ておりますけれども、実施要綱は策定されるんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 実施要綱につきましても、今策定の準備をしております。

また、申請要領という意味では、まだ市民に分かりやすい要領ということで、申請要領も併せて今作成の準備をしているところです。できれば、この議会で御理解いただきまして、8月の上旬には申請受付が開始できるように準備を進めていきたいと考えているところです。

○9番立石幸徳議員 そこで、この7月、8月の売上げが対前年比マイナス15%以上というこの部分については、どういったふうに私ども市民は考えればいいのかですね。なぜ15%で支給をしていくというふうになったのか、その点の根拠をお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 15%減少の要件ですが、他市におきましては20%以上、また20%以上50%未満、また30%以上50%未満、5%以上、10%以上と、要件が非常にまちまちなところがありました。

最初申しあげました20%以上としたところが6市、そして20%以上50%未満というのが7市で、ほぼ20%以上のところが13市あり、また30%以上も1市あった中で15%としましたのは、今回につきましては少し先が見えない中でのですね、20%という要件よりも少しパーセントを下げて15%という売上高の減少要件として多くの事業者が対象となるように、応援資金という意味での支給を考えたところなんです。

今、先ほど議員からもありましたコロナ関連で、資金調達、資金繰りの関係で県の一番いいと

されております融資制度で新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金というのがございます。この対象要件となっているほとんどの売上高の減少要件がマイナス15%要件ということで、私どもとしては皆さんから資金繰りの相談、または会議所を通じたり、金融機関から通じてそのようなお話を伺っておりましたので、やはりその15%という減少要件を取り入れることで、広く20%以上とすることよりも拾えるのかなという観点で、今回15という売上高の減少要件とさせていただきます。

○9番立石幸徳議員 最後にですね、15%っていうのはいい、判断といたしましょうか、対応ではないのかと私自身は考えます。というのが、この今度のコロナウイルス、最初、一部学者の方々の意見では、インフルエンザというのは、元来、冬場の流行を伴うもので、夏に暑くなってくると幾らか落ちつくんじゃないかという学者の方もおられました。

ところが、こうして暑くなればなってくるほど、むしろ広がってくるというような状況の中でですね、私はやっぱりこの本市の地域経済を支える事業者支援ちゅうのは、当然早く対応し、そして要望事項としてはやはりこの限られた国からの財源をより有効に使うためには、もうちょっと念入りの精査をしたその予算計上、こういったものも取り組んでいただきたいとお願いしまして、私は終わります。

○6番城森史明議員 私は1点だけになると思うんですが、対象の月をですね、7月、8月に限定しておられますが、いろんな意味で、その季節的に出る、例えば農業に関したらサツマイモは今からですよ。

9月から12月まで販売が始まると思うんですが、そういう季節的な要因を考えたときに、7月、8月、2か月限定するのはどうなのかっていうことで思いましたが、その辺はどういう考えで7月、8月を対象としたんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたとおり7月に入りまして、これまでの2月のコロナウイルス感染から5月、6月と来まして、若干本市においてもこういった事業者支援のフェーズが変わったのではないかと考えています。

7月に入りまして、やはり飲食店を中心にまちの動きが少し人も止まってしまって、観光施設並びに宿泊施設、キャンセルが多く入り、市外、県外から等の人出もなくなり、また市内の地域消費という面でも飲食店の人の動きが本当ストップしたような状況でありましたので、今回アフターコロナ対策も検討している中で、やはり緊急支援的にこの2か月間に絞って売上減少を8月まで幅を広げた要因としましては、やはり宿泊の予約が7月に入って8月に団体予約、そして個人予約が入っていたものが一気にキャンセルがあったということで、私どもも情報をつかんだ部分もありました。

そういったことで、農業におかれましては季節作物、そういったこともあるかもしれませんが、限定的に7月、8月の売上げの減少ということで期間を定めて今回提案したところです。

○6番城森史明議員 今の御返答に関しては、本当に私もそれに関してはそう思うんですよ。それは飲食業と宿泊業、これは非常に、今本当にスピードを要するものだと理解していますが、そういう意味でこれを今回の支援事業が全対象ということで対象になっているものですからそういう質問をしたわけで、そういう意味では、今後のこういう支援事業については、また状況を見ながら考えておられるということでしょうかね。

今後についてもコロナがどういうふうに変わってくるか分かりません。状況が全国的に分らない状況なので、そういうタイムリー的に見ながらこういう支援制度を考えていくってことで受け取ってよろしいんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、今後の支援策もですが、農業関係、漁業関係におきましての支援対象としましたのは、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、他市の18市の状況でこういった全業種としているところは少ないようでございます。

農林業、私どもの担当の水産商工課の漁業等も、農林業、水産業は外して支援しているところもありました。その内容的には、やはり議員がおっしゃったような季節的なものとかですね、あとほかに農業関係、漁業関係、別な支援があるということで外していると他市から聞いたところでした。

しかしながら、私どもとしましては7月、8月の飲食店、宿泊業の減少というのは、そこに品物を納める農業者、漁業者、そして一般の小売店等も含めて、多岐にわたって多くの業種においてこの7月、8月の売上げの減少があるであろうということで庁内でも協議し、また関係団体とも協議しながら、全ての業種ということで対象としたところです。

お尋ねの今後の支援策につきましては、今、7月、8月の状況が厳しいというのが分かっている中で、こういった緊急的な支援ということで打ち出しましたが、今後また一定の収束に向かって、そしてまた怖いのは、やはりお盆の時期の帰省でありますとか、また先ほどありましたような冬に実際にインフルエンザなり、また今回のコロナウイルスの第3波なり、そういったものが発生したときにはですね、やはり緊急支援的にこのような会議を持っていただきまして、支援策を打ち出していくということは今後も必要な検討ということで考えているところです。

○4番沖園強議員 15%というその審査の在り方ということではどうなっていくのかなど。持続化給付金にしても、前年度の決算書、確定申告書に基づいて前年同月比ということですよ。そうすると、今回のこの場合、その15%をどの時点で把握するのか、前年度の当然確定申告等で事業収入として上げた事業者だけ該当になっていくんでしょから。

例えばサイドは、1か月サイド、2か月サイドあって、5月売上げは6月に現金ベースで収入として上がってくるということですよ。ですから、その辺の査定というか調査はどういうふうになっていくんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今、議員からありましたとおり、基本的には確定申告、特に青色申告ですと前年の月ごとの売上げが分かりますので、損益計算部分で見ていきたいと考えております。

ただ、バランスシート的な部分で売上げ、買い掛け、売り掛けそういったものがありますので、そういったところでも柔軟に見て、前年同月比ということで、今年7月、8月と令和元年7月、8月の売上げの状況が分かるものであれば、それを比較して減少を見ていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたコロナウイルス関係の融資制度のですね、市が認定をするに当たりまして、そのように柔軟に対応してコロナの関係で売上げの減少要件15%というのを見ておりましたので、そういった融資制度の中でもですね、今回はコロナ関係で非常に経営状況が厳しいので、帳簿なり確定申告が白色の場合でもですね、前年度の帳簿なりで確認をして、分かるものがあればそういったもので当月、今年度の該当月の7月、8月いずれかの月との減少を見ていきたいと考えているところです。

○4番沖園強議員 私が申すのは、7月、8月、当然6月の売上げが大体7月、帳簿上はですが、そういうふうに計上されてくるわけですよ。だから、どこを捉えればいいのか。申請する事業者がですよ、そこはどうなんですか。その当月7月、8月の売上げは、8月、9月の帳簿上は管理されていくんですけど、どうなんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 基本は先ほどから申し上げています7月を見ていきたいと考えているんですが、売上げの入金状況によっては翌月入金とかそういったものもありますので、そこは先ほど申し上げました融資の審査に当たって必要な市のそういった売上減少の認定と同じような扱いで、申告の状況で対前年の7月、8月の売上げが明らかでない部分もあったりしますので、そこは帳簿等を見ながら基本を7月として確認していきたいと思っております。

もちろん7月売上分が8月になったりする部分もありますが、そこは対前年の同月という考え方に沿って比較できるものであれば、それを比較して売上高の減少として見ていきたいと思っております。

おります。

○4番沖園強議員 8月上旬から申請受付になるということで、そうすつと締切りはいつになるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 10月30日金曜日ということで予定をしております。

○13番清水和弘議員 私はですね、事業者応援資金支給事業、これに対象事業者数が1,232事業者とありますけど、これはどのような方法で調べた数字なんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど立石議員の質問にお答えしたとおりで、平成28年度の経済センサスの活動調査を基に、その後、農林漁業関係の数値の積算をし直しをしまして、先ほどから申し上げております市内の影響のある事業所につきまして100%申請になるであろうというのは宿泊業、飲食業等ではありますが、製造業、小売業、サービス業におきましては、売上げの減少要件の15%に達しないであろうというところが2割ぐらいあるのではないかとということで、8割を見込んで総数を1,232という形で積算をし、今回予算の計上をお願いしたところでした。

○13番清水和弘議員 各企業の売上げについては確認をされたんですか、された後のこの数字なの。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほども申し上げましたとおり1件1件精緻な調査というのはできませんので、これまで4月、5月、6月、または7月に入りましても30件程度のお店の事業者の状況をお聞きしまして、ほとんどのお店が、事業者が20%以上、中には先ほど来申し上げておりますとおり飲食店、宿泊業におきましては、7割、8割の減ということで7月は見込まれると。

そして、8月におきましても、宿泊業につきましては大きな予約のキャンセルが発生しているということをお伺いしましたので、今回このような事業所見込みということで数値を上げさせていただいたところでした。

○13番清水和弘議員 この事業所見込みに漏れた業者、これは今後はどうなるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 漏れた業者というのは少し、私分かりづらいんですが、26年に経済センサスで1,286という数字が出ていたんですが、その2年後の平成28年の経済センサスの活動調査で1,184ですかね、そういった数字が出ましたので、それを基礎調査の数値として今回積み上げましたので、漏れるところ、漏れないところという発想はないのかなと。

今ある現状は令和2年ですが、会議所の会員が632と聞いております。その数値を基にしても、やはり商工会議所会員以外の皆様もおりますので、また先ほど来申し上げております農林漁業の個人事業主の方、そういったものを加えますと、ある程度の大きな数字になるんですけども、その漏れた方、漏れない方というちょっと認識が私には分からないんですが、これまで申し上げておりますとおり資料に出しましたような数値を見込数ということで、今回予算の計上の数値としたところでした。

○13番清水和弘議員 今、課長が言われとるのは、私は見込みで決めたんじゃないかとそういうふう判断しとるわけなんですよ。そこは私と課長の意見の食い違いになつとるんじゃないですかね。

実際、この売上基準とかいろいろ調べてですよ、また業者数もちょうど確認しているのか。その辺もしっかり確認されたんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 再度申し上げます。全体的な事業所数の把握というのは、商工会議所でもまた県にお問合せしても分からない状況で、国のほうが定期的に行っておりますこの経済センサスという調査の数値を基に、今回予算の見込数というのを出したところでした。

私が単純に見込んだということではなくて、国等が調査をした経済センサスの調査数値を基に一番近いとされる28年度を基礎として積み上げたというところでした。

なので、私が単純に水産商工課のほうで数を見込んだということではなくて、この基礎的な数値を基に先ほど来申し上げております飲食サービス業、カラオケボックス業、運転代行業、宿泊

業の事業者の皆さんにつきましては、調査数値にあった169という100%の事業者が売上減少要件に当たるということで、その全てを上げたところです。

これももちろん、平成28年の数値を基にしておりますので、現在廃業になったり28年以降に新規に店を出された、業を起こした方があるかとは思いますが、その数値というのは現時点では把握できませんので、28年の数値を基にしたということです。

その他の業種としております一番下を書いてある数値の根拠としましては、先ほども申し上げましたが、農林漁業、製造業、小売業、サービス業などその他とされる業種につきましては、8割の事業者が該当するであろうと、2割のところは立石議員からもありましたとおり売上げが伸びたところ、また売上高の減少要件15%に達しないところがあるということで、そこを2割の事業者がそういった事業者ではないかということで、80%を乗じて1,063という数値を資料でお示したところでございます。

○11番永野慶一郎議員 私、先ほど4番議員からも質問があったんですけども、前年の売上げとの比較の方法、申請の書類なんですけども、私はイメージ的に持続化給付金と同じような、似たような感じでの資料が必要なのかなと思ったんですけど、結構新聞にももう載りましたのでですね、今度こういうのがあるんですねっていう問合せがあって、どういう申請をすればいいんですかっていう問合せも多いもんですから、そこをちょっと教えていただけたらありがたいです。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたとおり、要綱も今作成中で、申請要領というものも作成中でございますが、少し添付書類といいますか、必要な書類等を申し上げますと、減収月となった7月もしくは8月の売上げデータの分かるもの、帳簿の写しであったり、経理ソフトのプリントアウトされたもの、それと令和元年分の確定申告書の写し、青色申告の場合では第一表及び青色申告決算書、それと白色申告の場合には第一表及び前年対象月の売上高が分かるもの、白色の場合には月ごとが出ないので、議員も承知のとおり月ごとが出ない部分が多いですので、対象月の売上高が分かるものということで、提出書類としてお願いしたいなと思っております。

そのような提出書類の内容につきましては、また少し整理しながらですね、今日も質問等がございましたので、なるべく把握できるものをこちらのほうでお願いをして、売上高の数値の減少を見ていきたいと考えております。

今、申し上げましたのは、個人の事業者の場合であります。特に個人の場合がなかなか難しい案件で、持続化給付金のほうも皆さんお困りでしたので、今の例は個人の場合でした。少し個人のほうが確認する資料が多いかと思えます。

法人につきましても同じようなものですが、少し簡略されたものが出てくると考えております。

○11番永野慶一郎議員 白色申告の方なんですけど、課長おっしゃられたように決算報告書がないので、前年の売上げが分からないというのも、確定申告書には出てこないんですね。要は、もう平たく言えば、前年、仮に7月であれば7月の売上台帳みたいのがあって、今年の7月の台帳があれば、それで見比べて判断するというようなそういう認識でよろしいですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今、おっしゃったとおり白色申告の場合には、月々のそういった売上げが分かるものが確定申告に添付されておりませんで、そういったもので判断をして、今年、令和2年7月または8月と比較をして、前年同月ということで資料を上げていただければ、それが添付資料として有効な書類となっていくものと考えております。

○11番永野慶一郎議員 あと、その申請をしてから支払われるまでの作業といいますか、頂いた資料によりますと、原則郵送によるということでございます。郵送をして、また予算書を見ますと、4名の方でこれをされるということですかね。申請受付が始まったら多分書類が、申込者が殺到するんじゃないかなと思うんですけども、この4人の方です、遅滞なくそのお金をお支払いできる作業というのはもう十分なのかどうかっていうのをちょっと教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 申請の受付、また実際の応援資金の支給までのフローですけれども、

まず郵送としましたのは、ほかの国県のこういった支給される資金等につきましてはオンラインであったり、電子申請であったりするところなのですが、今市の支援として雇用調整の申請に関わる補助金とか、家賃等につきましても、特に家賃等の今申請が80件近く来ているところですが、ほぼ半数、4割以上ですね、郵送できております。

やはり、皆さんコロナ禍ということで、役所に出向いてまでということではなくですね、郵送で皆さん申請書等もダウンロードできますし、また水産商工課にも用意しているんですが、市役所の正面玄関の入り口のほうにも準備をして、皆さんそれをお取りになって、そして郵送でされている方が先ほど申しあげましたとおり43%ぐらいございました。

そういった状況も受けてですね、私どもとしては郵送を原則としますが、もちろん水産商工課のほうに来ていただければ、説明、案内をしながらですね、したいと思っております。

4人としておりますのは、会計年度任用職員をお願いして二月間、延べ4名ということで常時2人の方をお願いをしていこうと思っております。

そして、そこで郵送なりまた申請なりで来たときには、水産センターの2階の会議室を借りるように財団法人をお願いをしまして、2階の会議室のほうを半分割いてですね、そこで間隔を取りながら受付をしていくと。そして、バックヤードといいますか、最終的な審査は水産商工課のほうの商工観光係を中心に課内で四、五名で対応できるように申請受付、そういった事務の習得をしてですね、今皆さん個人事業者の場合、法人の場合、いろいろ申告等が難しい部分もあったり、分からない部分もありますが、融資支援の関係で、融資認定でノウハウを持っている職員がおりますので、それらを中心に迅速に支給までいけるように心がけて事業者支援をしてまいりたいと考えているところです。

○7番吉松幸夫議員 11番の質問の関連ですが、この申請をする場合に、今回ので給付金から数えてもう第3弾、第4弾目ぐらいの事業になろうかと思うんですけども、また同じような書類を用意しなきゃいけないということになろうかと思うんですが、高齢者の事業主とか、何度も何度も同じようなのをやってですね、コピーがなければコンビニでコピーをしながら、てんやわんやになってですね。

過去にこの給付を受けた方々に、今回ので何かこうもう少し寛容な受付の仕方の方法とか、そういうのは検討はなされなかったでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 今、家賃支援等の補助ということでしておりますが、今後重なる部分が出てくるかもしれませんが、対象月がやはり若干違いますので、今家賃支援の関係で支給をしてあるのは4月であったり、5月であったり、6月の家賃の支援ということで受付をしておりますので、7月、8月の支援につきましては、先ほどありましたコピー等につきましても、市役所のコピー機でコピーをして取っております、帳簿等の写しもですね。

もちろん郵送の場合には自分でされてくるんでしょうが、そういったことも市役所のコピー機で実際に家賃におかれましては払っている通帳の写しとか見ますが、今回の場合には、確定申告等の書類となりますので、家賃との場合とすると若干違いますので、そこはしっかりとやはり出していただくべきなのかなと。

それぞれでやはり事業ということで、これも後々臨時交付金の対象として考えておりますので、やはりしっかりと書類のほうはコピーなり、提出書類は整理をして提出していただくということを考えております。

○12番東君子議員 再度、お願いなんですけれども、やはり高齢者とか耳が聞こえづらかったりして、電話をします、分からない、分からなくてどうしていいのか分からなくて、そういうときにですね、スムーズにぱっぱっぱ言いたいことを市役所のほうが言って、それで専門用語とか出てくるとですね、なかなか、今何を言ったのかな、分からないと恥ずかしいなということで、もうもらうのをあきらめて、いやもう結構ですっていうことがですね、絶対ないように、1

人も漏れることがないようにですね、どうされましたか、コロナのことですかとか、一つ一つ丁寧に教えて、寄り添って教えていただきたいなと思います。1人も漏れることのないように、丁寧な指導、一緒に作成するなりですね、よろしく願いいたします。

○8番吉嶺周作議員 この資料の中で、宿泊業の客室数とかの部分なんですけれど、本市にはもう旅館業組合が解散になって、ないと聞いているんですが、何件ほど宿泊業者は本市におられるんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 議員がおっしゃるとおり、以前は旅館組合というのがございまして、そこで一括的に私ども協議をしていたんですが、今回この事業実施に当たりましては、それぞれにお聞きをしながら、こういった制度設計をしたんですが、8件ございます。宿泊業としているものがですね、いろんな簡易宿泊であったりそういったものもございまして、含めると8件ではないかなと思っております。

○8番吉嶺周作議員 その8件の各客室数というのを教えてもらえますか。

○鮫島寿文水産商工課長 複数お持ちのところもあるんですが、旅館Aが26、Bが35、Cが23、Dが13、Eが35、そして6件目が2です。あとの2件につきましては、部屋数は10室ないものと伺っております。

○8番吉嶺周作議員 そうなるとですよ、この資料によります客室数の41から61と、この35万、40万、45万というところは対象者がいないということになるんじゃないですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 今回の支援の仕組みとして、宿泊業をされているということで申し上げますと、部屋数を足して60を超えているところもありますので、そこまで費用としては落とし込みをしたところでは。

議員がおっしゃいますとおり空白で対象となる部屋数がないところもございまして、申し上げますと、41から50、51から60というところは対象がないところでは。

複数持っている宿泊業をされている事業者があるんですが、そこが61を超えておりましたので、そこに1と数字が入ってくる場所です。

○8番吉嶺周作議員 それから対象業種の中で性風俗関連特殊営業所は、この支援金は頂けないわけですね。枕崎の、例えばスナックだったり、ラウンジだったりそういう性風俗の営業許可を取っている店は対象にならないんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 風営法の第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行うものとしておりますので、その業種につきましては、スナックとか、バーとか、パブ、そういったものは対象ではございません。

いわゆる風俗営業をされている業種というのを除くということにしましたので、今自粛のあった接客を伴うスナック、バー、そういったところは対象となるという考えでございまして。

○5番禰占通男議員 一応、予算に一般財源2億1,000万となっておりますけど、これは交付税措置対象になるんですか、どうなんですか、皆さん触れてないんで。

○佐藤祐司財政課長 臨時交付金の対象事業になると考えておりますが、現時点では臨時交付金の実施計画が全て整理されておりませんので、どの程度の事業費が計上されるか不透明であるということで、財政調整基金で計上しているところでございまして。

○5番禰占通男議員 先ほど9番議員からも2次補正について枕崎市分ということで数字を述べられたんですが、この2次補正についての枕崎分というのは確定しているんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 地方創生臨時交付金の2次配分に対する額が枕崎市の申請の内容について確定しているかどうかというお尋ねかと思うのですが、それにつきましては、現在のところ検討中ではございまして、その内容につきましては、本日の臨時会に続く8月に予定されております8月臨時会また9月定例会の中でお示しする方向になっていくかと考えております。

○5番禰占通男議員 2次補正分については7月の半ば頃から9月の中旬頃ということが最初、

1次補正の頃に内閣府から出したホームページ等にあったんですが、その後ごたごたがありまして内閣府のホームページも閉じられて、私が資料を引っ張ったそこまでで入れないんですよ。

それで、そのときの資料でいきますと、これは地方創生の推進室というところの、皆さんのところには手元に届いていると思うんですが、この臨時交付金についてということで1次分については5月20日から最終受付期間が5月29日までとなっているんですよ。

だから、今7月の終わりだから皆さんももう提出されていると思うんですが、先ほどなぜ私が交付金の対象になるのかと伺ったのは、この1次をしたときに4月1日以降のコロナ対策については、もうほとんど職員の人件費とか、会社等の補填をする以外は対象になると国のほうもいろんな文章でも出しているんですよ。

私もこれが一般財源で2億1,000万、本当に枕崎にしてはあまり小さくないお金で大変な額だと思うんですけど、交付税措置されるべきものだと思っているんですけど、そこでもう一つ財調から使うのもいいんだろうけど、地方債というのは考えられなかったんですか。地方債は県にお伺いを立てないといけないちゅう、それも内閣府の資料には出ているんですけど。

○佐藤祐司財政課長 地方債につきましては、通常、建設事業が対象になるというものでございます。そして、特例的に建設事業以外に充てる場合が別途法律で記載されるということになっております。

今回、コロナの影響で地方税の徴収猶予措置を取るようになりまして、その徴収猶予によって、今年度減収が見込まれる場合につきましては、徴収猶予特例債ということで地方債措置が新たに創設をされております。

そして、通常の減収分につきましては、これまでもある減収補填債という措置があるわけですが、今回の給付金に対しまして地方債を充てるというそのような目的の地方債というのは創設されておられませんので、今回は地方債措置というのは検討はしておりません。

○5番禰占通男議員 先ほどから何名かの方が質疑していましたけど、この給付金に対しての市民に対してのサービス、説明ですよ。説明というか総合的な案内になるんですけど。

この交付税措置の中にも、我々に行政からも配った中にも各種相談の申請支援窓口開設事業というのも交付税措置が認められていますよね。本市の場合は、ほとんどが商工会議所系統みたいで、商売とかで商工会議所に入っている方はそれはそれでいいと思うんですけど、商工会議所に入っておられない方はなかなか商工会議所にも行きづらいというのがあると思います。

そしたら、なぜこの枕崎市役所内に相談窓口なりを設けないのか、そして1次が出たときの枕崎の計画にもその窓口業務の項目もないし、できれば2次補正分がどうなるか分かりませんが、今回を含めていろいろ市民にサービスする分では、先ほど二、三人の方から窓口業務なりの要望もありましたから、そこら辺も検討していただければいいなと思っています。

そして、2次補正に対しての申請が完了しているとしたら修正なり、ほかのことを考えてやはり取り組んでいくべきではないかと思うんですけど。行政としてはどうなんですか、その市民に対してのサービスということで。

○鮫島寿文水産商工課長 このようなコロナの感染症拡大の中で、先ほど申しあげました事業者の資金繰りの関係ですとか、資金調達の関係、そして何か支援がないかという相談といたしますのは私どものほうで多数受けております。

そして、会議所のほうで持続化給付金のほうも申請のサポート会場になりました関係でですね、商工会議所の会員ではない方も私のほうからもお願いをして、農業の方、そういった方も含めて対応をしていただいております。

そういった中で、市の職員のほうも持続化給付金のインターネットでの電子申請のやり方とかですね、そういったものも問合せがありますので、説明をして、またこちらに出向いてきて相談をされる方もいますので、相談窓口ということで大きくアナウンスはしておりませんが、皆さん

分からないということで、県の休業協力金であったり、また雇用調整のことにつきましても相談がありまして、労働局、そしてまた市内にあります社会保険労務士の事務所等を紹介して、国の支援、県の支援が受けられるようにサポートはしているところです。

今後も、今回特に多くの対象者ということで、応援資金につきましても、この議会でお願ひできましたら、早速8月の広報まくらざきのほうにチラシなりを折り込む予定をしております。

また、関係機関、特に商工会議所を通じまして会員の皆さん、また関係の団体、料飲業の方、先ほど出ました宿泊の関係、組合はございませんが、それぞれのところには職員のほうでアナウンスをして、広くこういった支給の対象となった方が漏れのないようにですね、周知を図ってまいりたいと考えております。

一点、先ほど私申し上げました業務的に私どものほうで会計年度任用職員を予算計上してございますが、4人ということでしてあります。8月初旬の申請を目指しまして、8月から11月ぐらいままでを一応、会計年度任用職員をお願いしたいと思っております。常時2人、8月の初旬から11月までを考えているところです。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第5号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願ひます。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思ひますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第4回臨時会を閉会いたします。

午後2時45分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 上 迫 正 幸

枕崎市議会議員 東 君 子